

■第 425 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 3 月 29 日(木)14:00~14:37

傍聴者:40 名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

(ア) 農薬 3 品目 (2) 及び 3) はポジティブリスト制度関連)

1) ビフェナゼート 2) プロヘキサジオンカルシウム塩

3) リムスルフロン

- ・厚生労働省からの説明。
- ・本 3 件については、農薬専門調査会において審議することとなった。
- * 1) 殺虫剤で、かんきつ、りんご、いちご等に使用します。今回、ラズベリー等へのインポートトランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。
- * 2) 植物成長調整剤で、水稻、小麦、いちご等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されており、今回基準値の見直しが申請されています。
- * 3) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(イ) 農薬及び動物用医薬品(ポジティブリスト制度関連)

1) エマメクチン安息香酸塩

- ・厚生労働省から説明。
- ・本件については、まず先に、農薬専門調査会で審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。
- * 殺虫剤で、キャベツ、なす等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されており、今回基準値の見直しが申請されています。

(ウ) 動物用医薬品

1) ジルパテロール

- ・厚生労働省から説明。
- ・本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。
- * 増体量、飼料効率、枝肉成績の改善を目的として、牛に用いられます。今回、牛へのインポートトランス申請がされています。

(エ) 農薬(ポジティブリスト制度関連及び飼料中の残留農薬基準関連)

1) フェニトロチオン

- ・農林水産省から説明。
- ・「フェニトロチオン」については、現在農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会で審議中であることから、その審議の中で議論することとなった。
- * 殺虫剤で、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

1) 添加物「イソプロパノール」に係る食品健康影響評価について

- ・「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量(ADI)を特定する必要はない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 果実、野菜、乳製品、酒類等に天然に含まれる成分を主成分とするものです。我が国では既に香料として指定されています。欧米では、香料の他、食品成分の製造加工時の抽出溶剤等として使用が認められています。今回、我が国での食品成分の抽出目的での使用の申請がされています。

2) 農薬「シエノピラフェン」に係る食品健康影響評価について

- ・「シエノピラフェンの ADI を 0.05mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 殺ダニ剤で、かんきつ、なす、りんご等に使用します。今回、かき、いちじく、しそ及びししとうへの適用拡大申請がされています。

3) 農薬「アセキノシル」に係る食品健康影響評価について

・「アセキノシルの ADI を 0.022mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺ダニ剤で、かんきつ、りんご等に使用します。今回、きく(葉)への適用拡大申請及びホップへのインポートトレランス申請がされています。

4) 農薬「シフルメトフェン」に係る食品健康影響評価について

・「シフルメトフェンの ADI を 0.092mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺ダニ剤で、かんきつ、なし等に使用します。今回、やまのいも、食用ぎく、ピーマン、とうがん、モロヘイヤ、びわ、ぶどう、みょうがへの適用拡大申請がされています。

5) 農薬「フェンブコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・「フェンブコナゾールの ADI を 0.03mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺菌剤で、りんご、なし等に使用します。今回、だいず、たまねぎへの適用拡大申請がされています。

6) 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 16 品種は除く。)」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 安全性評価が終了しているトウモロコシ 5 品種を交配によって掛け合わせた品種ですが、収穫される種子は 1 粒ごとに形質が異なります。したがって、すべての掛け合わせ品種のうち、安全性評価が終了している品種を除く品種が評価の対象となります。

(3) 食品安全関係情報(3月3日~3月15日収集分)について

・事務局から報告。